

成人病センターへの大津労働基準監督署の实地調査の結果と対応について

平成28年10月19日に大津労働基準監督署による当センターの看護師の勤務の实地調査があり、10月24日に是正勧告および指導を受けましたが、その経緯および対応は下記のとおりです。

1. 経緯

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 9月5日 | 県職員組合が時間外勤務等の取扱い(個別事例)に係る申し入れ |
| 9月15日～ | 各病棟・外来看護師長への聞き取り調査を実施 |
| 9月30日 | 成人病センターと県職員組合との交渉 |
| 10月3日 | 県職員組合が大津労働基準監督署に対し情報提供 |
| 10月19日 | 大津労働基準監督署による实地調査 |
| 10月24日 | 大津労働基準監督署より是正勧告書および指導票の交付 |

2. 対応

- | | |
|--------|--|
| 10月27日 | 看護師長会で労働基準法遵守の徹底を指示 |
| 11月～ | タイムカードの出退勤記録に基づく時間外勤務状況の把握の徹底 |
| 12月22日 | 「労務管理の適正化について」通知の発出と各所属長への説明 |
| 12月26日 | 労働基準監督署に是正報告書・改善報告書を提出 |
| 1月4日 | 看護職員あてに「時間外勤務手当の再申請」通知を発出 |
| 1月27日 | 病院長が所属長等の会議で労務に関する勤務方針を宣言 |
| 1月～3月 | 所属長対象の労務管理研修の実施
一般職員対象の労基法関連研修の実施
総務課による労務管理調査(勤務実態の聞き取り)の実施 |

＜是正勧告書の内容と是正状況＞

違反事項	是正状況
1. 労働時間が8時間を超えているにもかかわらず、労働時間の途中に1時間以上の休憩時間を与えていないこと。(是正期日：即時)	①平成28年10月27日から看護師長会において適宜、看護部長より指示 ②労務管理の適正化について、平成28年12月22日に看護部長あて通知文の発出と、看護師長への説明。その後、一般看護師への伝達講習を実施。(他の部門にも同様の措置) ③4半期に1回程度、総務課職員による労務管理調査を実施。初回は、29年3月までに実施。 ④現在、特定の病棟で試行している多様な勤務形態制度(2交代制の導入)について、全病棟への拡大に向けた検討。
2. 労働者の法定労働時間を超える時間外労働に対し、割増賃金を支払っていないこと。(是正期日：今後)	①上記1.①に同じ ②タイムカードの出退勤記録に基づく勤務時間の把握の徹底 ・平成28年11月より、時間外勤務手当の申請様式を変更するとともに、出退勤打刻表の配布を月1回から10日ごとに変更 ・タイムカードの出退勤記録と時間外勤務命令簿の勤務時刻とに乖離がある場合は、その理由を職員の報告に基づき所属長が確認することを徹底 ③上記1.②に同じ ④平成29年1月に、看護職員あてに時間外勤務の再申請についての通知を発出(H28.4月～12月勤務実績分を対象) ⑤上記1.③に同じ

<指導票の内容と改善状況>

指導事項	改善状況
1. 管理職を含める全労働者に対して定期的に教育を行い、労働時間及び休憩時間を正しく申告させるよう徹底すること。特に残業時間については、具体的な事前指示の有無に関わらず、結果として残業を行っていた場合は残業時間として正しく申告させること。	①平成 28 年 10 月 27 日から看護師長会において適宜、看護部長より指示 ②平成 29 年 3 月までに、所属長対象の労務管理研修を実施（H29 年度以降も継続） ③平成 29 年 3 月までに、一般職員対象に労働基準法に関する研修を実施（H29 年度以降も継続）
2. 今後、総務課主導で不定期に労働時間の実態調査を行うこと。なお、調査時には管理職以外の労働者から広く聞き取りを行う等、正確な調査結果を得るよう努めること。	調査方法 頻度：年 4 回程度 対象：各所属一般看護師 （順次、他の職種にも拡大） 人数：1 所属あたり 1 名～2 名 総数：年間 80 名程度 方法：面談方式（抜き打ち式） 内容：①休憩時間の実態 ②時間外勤務の実態 ③勤務環境の実態
3. 労働時間に該当しない勉強会や研究会等の自己啓発活動について、参加状況を人事評価の対象としたり、上司から部署代表として参加を依頼されたりすることで、暗黙のうちに参加を強制することになり、結果的に残業命令の範疇になる入る場合がある。自己啓発活動の取扱いについて、今一度事案の整理を行い、関係労働者に周知徹底すること。	①平成 29 年 3 月までに、院内で実施されている研修会等を洗い出し勤務と勤務外の整理を行う。 ②勤務とされた活動については、時間外勤務手当を申請するように周知
4. 年次有給休暇について、法の規定を遵守し、取得率の向上に努めるとともに、今後も事業場が日時を指定して年休を付与する場合には、計画的年休付与制度を採用すること。	①日時指定をして年休付与を行わない（看護師長会において徹底）。 ②上記 1. ②と同じ ③上記 1. ③と同じ

指 導 票

滋賀県立成人病センター

平成28年10月24日

病院長 宮地 良樹

殿

大津 労働基準監督署

労働基準監督官

厚生労働技官

厚生労働事務官

榎並 知之

あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いいたします。

なお、改善の状況については 12月 末 日までに報告してください。

指 導 事 項

平成28年10月19日、本職が貴事業場の看護師の労働時間等の実態に関する聴き取り調査及び書類調査を行ったところ、始業時間前の労働、休憩時間の未取得、終業時間後の労働等、貴事業場が把握している勤務内容とはかい離した状況を確認したことから、今般貴事業場に対して労働基準法違反を指摘したものである。また、同聴き取り調査では、計画年休制度によらない一方的な年休の付与や勤務時間確定後の年休申請不受理等の問題も一部で確認されたものである。

今後、同種の問題を防止するため、以下の事項を実施するよう、努めること。

1. 管理職を含める全労働者に対して定期的に教育を行い、労働時間及び休憩時間を正しく申告させるよう徹底すること。特に残業時間については、具体的な事前指示の有無に関わらず、結果として業務を行っていた場合は残業時間として正しく申告させること。
2. 今後、総務課主導で不定期に労働時間の実態調査を行うこと。なお、調査時には管理職以外の労働者からも広く聴き取りを行う等、正確な調査結果を得るよう努めること。
3. 労働時間に該当しない勉強会や研究会等の自己啓発活動について、参加状況を人事評価の対象としたり、上司から部署代表として参加を依頼されたりすることで、暗黙のうちに参加を強制することになり、結果的に業務命令の範疇に入る場合もあります。自己啓発活動の取り扱いについて、今一度事案の整理を行い、関係労働者に周知徹底すること。
4. 年次有給休暇について、法の規定を順守し、取得率の向上に努めるとともに、今後も事業場が日時を指定して年休を付与する場合には、計画的年休付与制度を採用すること。

(以 下 余 白)

受領年月日

平成28年10月24日

受領者職氏名

総務課 総務補佐 森 安弘